



国民健康保険料は 便利な口座振替で

保険料の納付は、便利で確実に納められる口座振替がお勧めです。

① 保険証が保険料納入通知書、**②** 預貯金通帳、**③** 通帳印 **■** 市内に本・支店がある金融機関か郵便局で手続きを。

■ 保険年金課 (☎ 231-1689)、各総合支所市民生活課

20歳から60歳未満の方は すべて国民年金に加入を

●国民年金の種類

- ▽第1号被保険者：自営業、農業、漁業、学生、フリーターなど
- ▽第2号被保険者：厚生年金、共済組合に加入している方
- ▽第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者

●種別が変わったときの届出先

- ▽第1号被保険者が変わったとき
- 保険年金課、各総合支所市民生活課、各支所
- ▽第2号被保険者
- 変わったとき
- 勤務先
- ▽第3号被保険者
- 変わったとき
- 配偶者の勤務先



▽ 関下関年金事務所 (☎ 238-0071)

市保険年金課 (☎ 231-1931)、各総合支所市民生活課

口座振替で国民健康保険料の支払いを希望する方へ

国民健康保険料の支払いを特別徴収(年金引き去り)から口座振替に変更したい方は申請を。

8月支給分年金からの特別徴収中止を希望する方は、5月31日(金)までに申請してください。

特別徴収になる前まで納付書で支払っていた方は、事前に金融機関で口座振替の手続きが必要です。

■ 印鑑、保険証、口座振替依頼書本人控え(以前納付書払いの方のみ)

■ 市保険年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。

市保険年金課 (☎ 231-1930)、各総合支所市民生活課

学生の皆さんへ 国民年金の学生納付特例の申請を

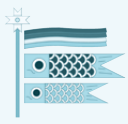
国民年金保険料の納付が困難な学生の方は学生納付特例制度を利用してください。

平成24年度に学生納付特例を承認されていた方で、申請がきが届いた方は記入・押印して申請してください。※学生納付特例の申請や保険料の納付がない



関下関年金事務所 (☎ 238-0071)

5月の総合(心配ごと)相談



- 下表の通り
- ▷ 社会福祉協議会 = 午前10時～午後3時
- ▷ 社協各支所 = 午前10時～正午 ※豊田支所の年金相談は午後4時まで
- ① 社会福祉協議会 (☎ 232-2003)
- ② 社協菊川支所 (☎ 287-4480)
- ③ 社協豊田支所 (☎ 766-3356)
- ④ 社協豊浦支所 (☎ 774-1122)
- ⑤ 社協豊北支所 (☎ 782-1799)

| 日 | 場所/相談員 | 問 |
|----|--------------------|---|
| 1 | 社会福祉センター/民・人・行 | ① |
| 2 | 彦島公民館/民・人 | |
| 9 | 長府東公民館/民・人・行 | |
| | 川中公民館分館/民・人・行 | |
| 15 | 社会福祉センター/民・人・行・社 | |
| 16 | 安岡公民館/民・人 | |
| 23 | 小月公民館/民・人 | |
| | 勝山公民館/民・人・行 | |
| 10 | きくがわ総合相談センター/人・司・行 | |
| 24 | 社協豊田支所/人・行・社 | ③ |
| 21 | 豊浦総合支所/人* | ④ |
| 28 | 豊浦総合支所/行 | |
| 20 | 豊北保健福祉センター/人・行 | ⑤ |

民…民生児童委員 人…人権擁護委員
 行…行政相談委員 *…法務局職員も来所
 司…司法書士 社…社会保険労務士
 年…年金事務所

期間に事故などで障害が残った場合、障害基礎年金が支給されない場合あり ※学生納付特例期間は受給資格期間には算入されませんが、年金額の計算には算入されません。10年以内に納めれば年金額に反映されます(追納制度)

関下関年金事務所 (☎ 238-0071)、市保険年金課 (☎ 231-1931)、各総合支所市民生活課

介護保険サービスの利用を希望する方は認定申請を

市内に住所がある昭和23年6月1日以前に生まれた方で、日常生活に介護が必要なため介護保険のサービスを希望する方



■ 介護保険課、各総合支所市民生活課、本庁の各

支所へ。

■ 介護保険課 (☎ 231-3184)

後期高齢者医療の入院食費等減額制度の申請を

住民税非課税世帯の方は、入院時の食費が安くなる制度があります。申請月以前の入院や申請月内でも既に退院の場合には適用されませんので、事前に申請を。



▽ 適用期間 申請月の1日～平成25年7月31日

■ 後期高齢者医療被保険者証、印鑑、過去1年間の入院領収書、年金証書(老齢福祉年金受給者のみ)

■ 保険年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。

■ 関下関年金課 (☎ 231-1306)、各総合支所市民生活課



相談

行政書士による無料相談会

5月7日(火)午前9時15分～午後2時45分

■ 所下りムシツ

■ 相続、遺言、法人設立、成年後見に関する事など ※予約不要

▽ 相談先 山口県行政書士会 関支部事務局 (☎ 256-5862)

■ 関下関生涯学習課 (☎ 231-2054)



婦人相談員に相談を

配偶者からの暴力(DV)やデートDVなど女性に関わる問題について婦人相談員が面接、電話で相談に応じます。※面接希望の場合は